

京都市告示第 33 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、公益財団法人京都市都市緑化協会を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園(指定管理区域外の区域に限る。)の使用料の徴収及び収納業務を委託します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作
(南部みどり管理事務所)